

令和 7 年度 第 2 回
八尾市都市計画審議会

議 案 書

年月日 令和 7 年 11 月 7 日 (金)
場 所 八尾市役所本館 8 階 第 2 委員会室

令和 7 年度 第 2 回
八尾市都市計画審議会付議案件一覧表

議案番号	案 件 名	決定権者	頁
117	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について	八尾市	1

議案第117号

八都都政第614号

令和7年10月22日

八尾市都市計画審議会会长 様

八尾市長

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（八尾市決定）

東部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
楠根町第11	楠根町三丁目地内	約 — ha	廃止	1 /16
楠根町第10	楠根町二丁目地内	約 — ha	廃止	1 /16
新家町第9	新家町一丁目地内	約 — ha	廃止	1 /16
山城町第1	山城町五丁目地内	約 — ha	廃止	2 /16
山城町第2	山城町四丁目地内	約 0.14 ha	区域変更	2 /16
山城町第8	山城町四丁目地内	約 0.03 ha	追加	2 /16
小畠町第2	小畠町三丁目地内	約 0.29 ha	区域変更	3 /16
小畠町第15	小畠町三丁目地内	約 0.21 ha	区域変更	3 /16
緑ヶ丘第3	緑ヶ丘五丁目地内	約 0.14 ha	区域変更	4 /16
福万寺町南第2	福万寺町南二丁目地内	約 0.21 ha	区域変更	5 /16
楽音寺第2	楽音寺一丁目地内	約 0.11 ha	区域変更	6 /16
久宝寺第1	久宝寺六丁目地内	約 0.09 ha	区域変更	7 /16
跡部北の町第1	跡部北の町三丁目地内	約 — ha	廃止	8 /16
跡部本町第1	跡部本町一丁目地内	約 — ha	廃止	8 /16
跡部北の町第3	跡部北の町三丁目地内	約 — ha	廃止	8 /16
南久宝寺第5	南久宝寺二丁目地内	約 0.07 ha	区域変更	9 /16
東山本新町第8	東山本新町七丁目地内	約 — ha	廃止	10 /16
黒谷第14	黒谷四丁目地内	約 0.05 ha	区域変更	11 /16
南木の本第8	南木の本一丁目地内	約 — ha	廃止	12 /16
太田第23	太田二丁目地内	約 — ha	廃止	13 /16
天王寺屋第3	天王寺屋二丁目地内	約 — ha	廃止	14 /16
東老原第3	東老原二丁目地内	約 — ha	廃止	14 /16
弓削町南第7	弓削町南二丁目地内	約 — ha	廃止	15 /16

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
神宮寺第14	神宮寺五丁目地内	約 — ha	廃止	16 /16
小 計		約 1.34 ha		
北本町第1他561地区		約 113.04 ha	変更なし	
合 計	586地区	約 114.38 ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

八尾市の市街化区域内の優れた環境機能および多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地法第 10 条の規定に基づく買取申出後の行為制限解除による区域変更並びに廃止を行うものである。